

白井市市民参加条例の見直しについて

1 前提条件

本資料は、前回資料で掲示したものについてのみ記載しているため、以下の内容については除いています。

- ・字句等簡易なもの
- ・時代にそぐわないもの等、市で前もって検討が必要なもの
- ・署名等による直接請求に関するもの

2 改正案（前回会議で決定したもの）

（1）実施機関の拡大に関するもの

①現行条文

（定義）

第2条 （略）

（1）～（4） （略）

（5）実施機関 市長、教育委員会及び水道事業をいう。

②改正案

（定義）

第2条 （略）

（1）～（4） （略）

実施機関 市長、教育委員会、水道事業、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

③理由

市民参加条例制定時、第6条第1項に規定する具体的な計画及び条例等が存在していなかったため、実施機関から外したが、今後発生する可能性や他市町村の状況を鑑み追記する。（白井市情報公開条例、白井市個人情報保護条例の表記と同様とする。）

(2) 市民参加の対象に関すること

①現行条文

(市民参加の対象)

第6条 (略)

(1) 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

(2) 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃

(3) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃

(4) 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃

(5) 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更

(6) その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの

2 (略)

②改正案

(市民参加の対象)

第6条 (略)

(1) 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

(2) 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃

(3) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃

(4) 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃

(5) 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更

(6) 市の基本的な方針や施策を定める憲章又は宣言の制定又は改廃

(7) その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの

2 (略)

③理由

地方公共団体が定める憲章、宣言等については、一部を除き法的な拘束力があるものではなく、達成すべき「共通の基準」や「目標」を掲げるものであり、市民に義務を課す又は権利を制限するようなものではないが、議会案件のものについては、広く市民の意見を取り入れるため新設する。

(3) 審議会等の市民公募委員の選考方法

①現行条文

第11条 審議会等の委員の委嘱又は任命は、当該審議会等の設置の趣旨及び審議内容に応じ、市民公募枠を設けるよう努めなければならない。

2 応募者の選考に当たっては、地域、性別、世代等に偏りが生じないよう基準を設け、これを公表しなければならない。

②改正案

第11条 審議会等の委員の委嘱又は任命は、当該審議会等の設置の趣旨及び審議内容に応じ、市民公募枠を設けるよう努めなければならない。

2 応募者の選考に当たっては、地域、性別、世代等に偏りが生じないよう基準を設け、これを公表しなければならない。

3 市民公募委員の選考に当たっては、無作為抽出公募委員候補者登録制度により登録された市民及び公募による市民を含めるものとする。

③理由

公募を実施しても応募がないケースや、参加者の固定化、若年層や女性の参加が少ないことから、多様な市民層の市政への参加を促すことを目的に、登録制度による公募について規定する。

(4) パブリック・コメントの提出期間

①現行条文

第16条 (略)

2 実施機関は、パブリック・コメントの提出期間を2週間以上設けなければならない。

②改正案

第16条 (略)

2 実施機関は、パブリック・コメントの提出期間を30日以上設けなければならない。

③理由

行政手続法第39条「意見公募手続」により、30日以上と規定されているため。

(5) 市民参加推進会議の再任規定の変更

① 現行条文

第25条 (略)
2～6 (略)
7 委員は、1回に限り再任されることができる。

② 改正案

第25条 (略)
2～6 (略)
7 委員は、1回に限り再任されることができる。ただし、識見を有する者はこの限りではない。

③ 理由

市民については多くの市民に参加いただくこと、継続的な審議等を実施する可能性があることから、現行「再任を1回限り」としている。

識見を有する者については、この意図は当てはまらないため、再任規定をなくすものとする。

3 改正案（検討が必要なもの）

（1）意見の公表方法の見直し

①現行条文

第9条 実施機関は、前条各号に掲げる事項を公表するときは、次に掲げる方法によるものとする。

- （1）市の情報公開コーナーへの配置
- （2）市の広報紙への掲載
- （3）市のホームページへの掲載
- （4）その他効果的に周知できる方法

②事務局案

第9条 実施機関は、前条各号に掲げる事項を公表するときは、次に掲げるすべての方法によるものとする。

- （1）市の情報公開コーナーへの配置
- （2）市の図書館への配置
- （3）市のホームページへの掲載

③理由

- ア 広報しろいが月1回の発行となり、紙面上の都合もあることから、**必須ではなく推奨**とする。⇒ガイドラインへの記載とする。
- イ 図書館への配置を明記する。
- ウ 現行だと第1項の文言では、どれかを行えば良いという表現であるため、**必須**とする表現に変更する。変更に伴い「その他効果的に周知できる方法」については、必ずしも行う必要はないので除外する。
- エ 各センターへの配布は、施設予約パソコンから閲覧できるため行わない。

（2）周知方法の明文化

①改正案

第 条 実施機関は、**市民参加に係る事項**を周知するときは、次に掲げるすべての方法によるものとする。

- （1）市の情報公開コーナーへの配置
- （2）市の図書館への配置
- （3）市の広報誌への掲載
- （4）市のホームページへの掲載

②理由

結果公表については、規定されていたが、周知方法についての規定はなく、ガイドライン等で定めていたため、新設する。

なお、表現はすべての方法で行うこととするため、「その他の方法」は記載しない。